

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
宮城県	県	市町村振興総合補助金(メニューNo.6 公衆浴場安定確保対策事業)	補助金	市町村が公衆浴場業者の行う公衆浴場の確保のために要する経費について補助する場合に、当該補助に要する経費について当該市町村に対して助成する。	市町村が交付した補助金額の1/2に相当する額以内。 補助対象限度額: 330万円 (対象経費) 太陽熱利用施設の更新に要する経費。ただし、以下の耐用年数を経たもの。 耐用年数利用施設: 10年	平成17年度～		【市町村振興総合補助金担当】 震災復興・企画部 地域復興支援課 022(211)2424 【メニュー事業担当】 環境生活部食と暮らしの安全推進課 022(211)2645
		新エネルギー設備導入支援事業	補助金	・対象者: 県内に事業所を有する法人・団体及び個人事業者 ・規模要件 【太陽光発電システム】 1 地点あたりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施工する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点あたりの平均出力が 4kW 以上。 【太陽熱利用システム】 県内の事業所に集熱器総面積 10 m <sup>2</sup> 以上の太陽熱利用設備を設置する法人・団体及び個人事業者	【太陽光発電システム】 ○補助率 ・自家消費する場合 1/3 以内 (ただし、県内産パネルを使用する場合 1/2 以内) ・蓄電池を併設する場合は、蓄電池 1/3 以内 ○限度額 500 万円 ただし、蓄電池を併設する場合は、蓄電池に対し 500 万円 【太陽熱利用システム】 ○補助率 1/2 以内 ○限度額 2,000 万円	H30 年 3 月 19 日～ H30 年 5 月 25 日	<a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30sinene.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30sinene.html</a>	環境生活部 環境政策課 022(211)2664
宮城県	仙台市	仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金	補助金	・市内に事業所等を所有している方、又は所有する予定の方	補助対象経費の 1/10 【限度額】 3 万円(自然循環型) 9 万円(強制循環型) 12 万円(補助熱源一体型)	平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 1 月 31 日	<a href="http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/bunyabetsu/kankyo/kankyo_hozen/hojokin.html">http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/bunyabetsu/kankyo/kankyo_hozen/hojokin.html</a>	環境局環境部 環境企画課 地球温暖化対策係 022(214)8232

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	県	【平成 30 年度】埼玉県事業者向け CO2 排出削減設備導入補助金	補助金	県内に中小規模事業所を所有又は使用し、対象事業所内で補助対象設備を所有する大企業以外の者。 ※リース事業、ESCO 事業の場合、リース事業者、ESCO 事業者と連名で申請すること。	○省エネ設備導入事業 補助率:補助対象経費の 1/3 以内 上限額:500 万円 ○ESCO 事業 補助率:補助対象経費の 1/4 以内 上限額:1000 万円 ※1 万円未満切り捨て	平成 30 年 5 月 1 日～5 月 31 日	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2sakugenshien2017.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2sakugenshien2017.html</a>	温暖化対策課 中小事業者対策担当 048-830-3021
埼玉県	戸田市	戸田市環境配慮型システム等設置費補助	補助金	(1)既築の事業所(社宅を含む)を所有する者で当該事業所にシステムを設置するもの (2)事業所を新築し、又は取得する者で当該事業所にシステムを設置するもの (3)既築の賃貸集合住宅を所有し、又は取得する者で当該賃貸集合住宅にシステムを設置するもの (4)区分所有法第 1 条に規定する区分所有権を有する住宅を管理する区分所有者の団体が当該住宅にシステムを設置するもの	○太陽光発電システム 3 万円/kW (市内事業者施工の場合 3 万 5 千円/kW) 上限額 60 万円 (市内事業者施工の場合 70 万円)	2018 年 4 月 3 日～2019 年 1 月 31 日	<a href="http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/212/kankyo-seisaku-simin-hozyo.html">http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/212/kankyo-seisaku-simin-hozyo.html</a>	環境課 048-441-1800
埼玉県	熊谷市	平成 30 年度業務用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	1.市内の事業所に平成 30 年度に太陽光発電システムを設置した者であること。 2.補助対象となる太陽光発電システムを設置する事業所内に、建築基準法及び都市計画法等の違反がないこと。 3.補助対象となる太陽光発電システムを設置した事業所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。 4.補助金の申請時において、市税の滞納がないこと。 5.補助対象となる太陽光発電システムの設置につき、本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと。 6.補助対象となる太陽光発電システムを設置後、補助を受けた者が 17 年以上使用すること。 7.市が協力を求めた場合、太陽光発電システムの発電状況等のデータを提供できること。	1kW 当たり 20,000 円×太陽電池モジュールの(JIS)公称最大出力値 (上限額:10 万円) ※小数点以下第 2 位まで算出し、第 3 位以下切り捨て	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日※予算額に達した場合は、受付を終了。 ※「まち元気」熊谷市商品券で交付	<a href="http://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/kankyoseisakuhojo/saienehojyokin.html">http://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/kankyoseisakuhojo/saienehojyokin.html</a>	環境政策課 環境政策係 電話:048-536-1547(直通) ファクス:048-536-2009

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	本庄市	新エネルギー等設備導入事業補助金	補助金	市内に事業所を有する法人その他の団体および個人事業者 (実績報告書の提出までに事業所を有する場合も可)	○エネルギーシステム 補助率:補助対象経費の1/6 上限額:100万円 ○エネルギー管理システム(省エネルギーシステムと同時に導入する場合のみ) 補助率:補助対象経費の1/6 上限額:20万円	平成30年4月2日～予算額に達するまで		環境推進課 エコタウン推進係 0495-25-1249
東京都	都	中小事業所向け熱エネルギーマネジメント支援事業	補助金	公衆浴場にて事業を行う ESCO 事業者、助成対象施設の運営者及びリース事業者(コジェネレーションシステムが必須)	助成対象機器の設置に要する経費の2分の1以内 ※上限額1億円 ※国補助と併用の場合は、経費の2分の1となるまで	平成26年4月1日～平成31年3月29日	<a href="https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/netuden/index.html">https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/netuden/index.html</a>	環境局地球環境エネルギー部 地域エネルギー課 03-5388-3533
東京都	中央区	中央区公衆浴場設備等整備費補助及び経費助成	補助金	(1)東京都公衆浴場業生活衛生同業組合中央支部に加入している公衆浴場経営者 (2)東京都が定める健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱に基づく補助金の交付決定を受けた事業のうち、同要綱別表第1のガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用した燃料設備の設置工事(クリーンエネルギー化事業)	クリーンエネルギー化事業に係る補助対象経費から東京都から交付された補助金を差し引いた額に5分の4を乗じて得た額とし、一公衆浴場経営者当たり160万円が限度額	平成30年4月2日～平成31年3月29日		区民部地域振興課 区民施設係
東京都	台東区	我が社の環境経営推進助成金制度	導入補助	区内の事業所に太陽光発電システムを導入する中小規模事業者(年間のエネルギー使用量原油換算で1,500kℓ未満)	1kWあたり5万円、上限50万円	通年 (平成30年4月1日～平成31年3月31日) 予算がなくなり次第終了	<a href="http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kankyo/jyoseiseido/challenge.html">http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kankyo/jyoseiseido/challenge.html</a>	環境清掃部環境課 普及啓発担当

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	墨田区	地球温暖化防止設備導入助成制度	補助金	区内に建物のある所有者	太陽熱利用システム： 工事に要する経費の10%（限度額：10万円、分譲住宅25万円） 太陽光発電システム： 1kWあたり5万円か工事費用の2分の1の額のいずれか少ない額（限度額：25万円、分譲住宅50万円）	(申請受付) 平成30年4月2日～平成31年2月28日	<a href="http://www.city.sumida.jp/sumida_info/kankyohozen/ondanka_bousi/ec_ojyoseiseido.html">http://www.city.sumida.jp/sumida_info/kankyohozen/ondanka_bousi/ec_ojyoseiseido.html</a>	環境保全課 環境管理担当
東京都	練馬区	練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助事業	補助金	①太陽熱利用システム(強制循環式) 区内の事業所建物に強制循環式太陽熱利用システムを設置した事業者(従業員20名以下) ②太陽光発電システム： 区内の事業所建物に2kW以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と受給契約をした事業者(従業員20名以下)	①太陽熱利用： 1件あたり上限2.5万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の1/2の額と2.5万円と比較し低い額。) ②太陽光発電： 1件あたり上限5万円。(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の1/2の額と5万円と比較し低い額。)	(申請受付期間) 平成30年4月16日～平成31年2月28日	<a href="http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jigyosha/oshirase/Subsidy_Oview_top.html">http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jigyosha/oshirase/Subsidy_Oview_top.html</a>	環境部環境課 地球温暖化対策係 補助金担当 03-5984-4706
東京都	足立区	太陽熱ソーラーシステム・温水器設置費補助金	太陽熱利用システムの設置後に申請(ただし、設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から12ヶ月以内)	下記の1～4すべての要件を満たす方 1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること) (1)区内の住宅に太陽熱利用システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)参照。 (2)区内の事業の用に供する建築物に太陽熱利用システムを設置した事業者。 (3)区内の分譲マンションの管理者(区分所有者全員の共有に属する太陽熱利用システムを設置していること)。 2 設置した太陽熱利用システムは、財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもので未使用品であること。 3 設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から12ヶ月を経過していないこと。 4 補助対象者に住民税(法人が補助対象の場合は、法人住民税)の滞納が無いこと。	下記(1)・(2)のうち、いずれか小さい金額(1,000円未満切捨て、上限あり) (1)補助対象経費の3分の1に相当する額 (2)集熱器の面積(平方メートル表示として、小数点以下2桁未満切捨て)に3万円を乗じて得た額 ●上限額 10万円 ※足立区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の2割増の額(上限12万円)	平成30年4月11日から平成31年2月28日	<a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-solar.html">http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-solar.html</a>  ・予定件数5件(予算に達した時点で終了)	環境部環境政策課 管理係

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都 足立区	太陽光発電システム設置費補助金	太陽光発電システムの設置後に申請(ただし、電力受給契約後 12 ヶ月以内)	下記の1～5すべての要件を満たす方 1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること) (1)区内の住宅に発電システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)、公益的施設の場合は(4)を参照)。 (2)区内の事業の用に供する建築物に発電システムを設置した事業者。 (3)区内の分譲マンションに発電システムを設置した管理者(区分所有者全員の共有に属する発電システムを設置していること)。 (4)区内の公共的施設に発電システムを設置した事業者(公益的施設とは、区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設のうち、町会・自治会館、民設民営の高齢者施設、民設民営の障がい者施設、民設民営の私立保育園、私立幼稚園をいう)。 2 未使用の発電システム一式を新規に設置していること。 3 電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受給契約を締結していること。 4 電力受給開始日から 12 ヶ月を経過していないこと。 5 補助対象者に住民税(法人が補助対象の場合は、法人住民税)の滞納が無いこと。	下記(1)・(2)のうち、いずれか小さい金額(1,000 円未満切捨て、上限あり) (1)補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額 (2)1kW あたり 6 万円に発電設備最大出力(kW 表示とし、小数点以下 2 桁未満切捨て)を乗じて得た額。(1,000 円未満切捨て) ●上限額 24 万円(分譲マンションに設置した場合 60 万円、公益的施設に設置した場合 120 万円) ※ 足立区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の 2 割増の額。1kW あたり 7 万 2 千円(上限 28 万 8 千円、分譲マンションに設置した場合 72 万円、公益的施設に設置した場合 144 万円)	平成 30 年 4 月 11 日から平成 31 年 2 月 28 日	<a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-taiyo.html">http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-taiyo.html</a>  ・予定件数 125 件(予算に達した時点で終了)	環境部環境政策課 管理係
東京都 三鷹市	新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金	助成金	市内に事業所を有し、自ら所有し使用するために設備(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。	①自ら発注して設備を設置した場合: 1kW あたり 2 万円、上限 8 万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合:1 万 5 千円	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 29 日 ただし、予算の範囲内で 先着順	<a href="http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/071/071889.html">http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/071/071889.html</a>	生活環境部 環境政策課 担当:川上、竹内 0422-45-1151 (内線 2525)
富山県 県	富山県公衆浴場衛生設備改善等事業補助金	補助金	・太陽熱利用温水設備 ・脱衣室と浴室の合計面積が 210 平方メートル以下の一般公衆浴場	補助率 1/4 (補助対象限度額 60 万円)	S55～	<a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1207/kj00001565.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1207/kj00001565.html</a>	生活衛生課 076-444-3229
	富山県公衆浴場施設等整備事業補助金	補助金	・太陽熱利用冷温熱装置 ・脱衣室と浴室の合計面積が 210 平方メートル以下の一般公衆浴場	日本政策金融公庫資金借入約定利率に基づき公庫に支払う、最終借入日から 60 箇月間の借入利子相当額(約定利率 6%を限度)の 2 分の 1 (補助対象となる借入資金の限度額 5,000 万円)	S56～		

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
富山県	高岡市	高岡市公衆浴場衛生設備改善補助金	補助金	・太陽熱を利用した給湯施設 ・公衆浴場法第 2 条の規定により富山県知事の許可を受けた施設であり、物価統制令第 4 条の規定により入浴料金の価格が統制されているもの ・脱衣場と浴室を合わせた面積が 210 平方メートル以下のもの ・市税の滞納のないもの	経費の 3 分の 1 (限度額 60 万円)	H17～		市民生活部 地域安全課 0766-20-1351
富山県	砺波市	砺波市公衆浴場衛生設備改善等補助金	補助金	当市において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の改善等を行う者	経費の 1/4 以内 (補助対象限度額 600,000 円)	H16.11～	砺波市公衆浴場衛生設備改善等補助金交付要綱	生活環境課 1763-33-1111 (代表)
富山県	魚津市	魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金	補助金	当市において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の新設又は更新を行う者	経費の 1/4 以内(補助対象限度額 600,000 円)	H17.4～	魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱	環境安全課 0765-23-1004
岐阜県	下呂市	公衆浴場設備改善対策事業費補助金 (関連部分のみ抜粋)		公衆浴場業者が行う省エネルギー設備事業に要する経費に対し補助 ①太陽エネルギー利用設備(附属機器を含む。)の設置、修繕及び取替えに係る経費(附帯工事を含む。)	対象経費の 1/2 以内の額 ①事業費の上限: 390 万円			下呂市健康医療部 健康医療課 0576-53-2101
京都府	府	自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度	補助金又は設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免	自己消費を目的として再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設する中小事業者、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者	補助金:設備取得額の 1/3 (上限 500 万円) 税減免:設備取得額の 1/3(上限 1,000 万円)	補助金: H30.4.16～ H31.1.31 税減免 H30.4.1～ H31.3.31	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuusokusinnjoureishien.html">http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuusokusinnjoureishien.html</a>	京都府環境部 エネルギー政策課 075-414-4298

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
京都府	京丹後市	平成 30 年度京丹後市 地産地消型エネルギー 導入促進支援補助 金	補助金	<p>■補助事業者の対象</p> <p>市内に居住、本社又は生産等の拠点を有し、又は有する 予定の電力供給契約を結ぶ個人(個人事業主を含む)、法人、 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年 4 月 4 日法律第 69 号)第 25 条第 1 項に規定する管理者、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定にする地縁による 団体、又は自治会とし、補助システムを自ら使用する方で、 市税(これに附随する延滞金及び督促手数料を含む)の滞納が ない方</p> <p>■補助対象条件</p> <p>①住宅又は住宅として使用される予定の建物等に設置され ること(住宅は、店舗、事務所、工場等との兼用も可)</p> <p>②設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、 所有者の設置承諾を受けているものであること</p> <p>③システム管理・活用が、補助事業者の責任下で実行され る環境にあること</p> <p>④市内の設置施工等業者の設置・施工又は一部施工を伴 うこと</p> <p>⑤発電量の報告について、その実施意思を表明するもの であること</p> <p>⑥CO2 の排出削減事業及び消費活動の効率化につい て、その取り組みに関する意思を表明するものであること</p> <p>⑦国が提唱する地球温暖化対策のための国民運動 「COOL CHOICE」の取り組みに対する賛同の意志を表明 するものであること</p> <p>■補助対象システム</p> <p>①未使用品の取得であること(移設されたもの、又は過去 に系統連系等使用されたものは対象外)</p> <p>②JIS に基づく試験により認証を受けているもの、又は同 等以上の性能、品質が確認されていること</p> <p>③性能の保証や取得後のサポート等が、システム等の製 造メーカー等によって一定期間確保されていること</p> <p>④未着工であること(既に設置されているシステム、前年 度までに設置工事が完了しているシステムは対象外)</p>	①自家消費発電シ ステム(太陽光発電 システム):10,000 円 /kW(上限 100,000 円)	第 1 次公募 期間: H30.4.1~ H30.7.13 ※予算執行 の状況によ り第 2 次公 募を行う	<a href="https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/shiminkankyo/seikatsukankyo/3/4/2/1496.html">https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/shiminkankyo/seikatsukankyo/3/4/2/1496.html</a>	京丹後市 市民環境部 市民環境課 環境政策係 0772-69-0240